

平成20年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

自 平成20年3月27日

至 平成20年3月27日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1号（3月27日）

1. 招集年月日	1
1. 招集場所	1
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した職員	1
1. 議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 開 会（午後2時10分）	4
1. 開 議	4
1. 一部仮議席の指定	4
1. 広域連合長あいさつ	4
○広域連合長（山出 保君）	4
1. 議長選挙	5
1. 一部議席の指定	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	7
1. 一般質問	
○12番（大東和美君）	7
○広域連合長（山出 保君）の答弁	9
1. 議案上程（議案第1号～議案第10号）	11
1. 提案理由の説明	11
○広域連合長（山出 保君）	11
1. 質 疑	14
1. 討 論	15
1. 採 決	15
1. 日程追加（陳情第1号から陳情第3号）	16
1. 議案上程（陳情第1号から陳情第3号）	17
1. 質 疑	17
1. 討 論	17
○15番（林 一夫君）	17
○ 8番（杉本正一君）	18
1. 採 決	19
1. 閉 議	20
1. 閉 会（午後3時14分）	20
1. 署名議員	21

平成20年3月27日（木曜日）

第 1 号

○招集年月日

平成20年3月27日

○招集場所

石川県地場産業振興センター

○出席議員（17名）

1番 中西 利雄（金沢市）君	2番 仙田 忍（七尾市）君
4番 梶 文秋（輪島市）君	5番 泉谷満寿裕（珠洲市）君
6番 大幸 甚（加賀市）君	7番 川口 正雄（羽咋市）君
8番 杉本 正一（かほく市）君	10番 中野眞治郎（能美市）君
11番 坂井 毅（川北町）君	12番 大東 和美（野々市町）君
13番 谷口 正一（津幡町）君	14番 渡辺 旺（内灘町）君
15番 林 一夫（志賀町）君	16番 林 一郎（宝達志水町）君
17番 杉本 栄蔵（中能登町）君	18番 石川 宣雄（穴水町）君
19番 持木 一茂（能登町）君	

○欠席議員（2名）

3番 橋本 康容（小松市）君	9番 石田 正昭（白山市）君
----------------	----------------

○説明のため出席した者

広域連合長 山出 保 君	副広域連合長 村 隆一 君
事務局長 西川 文明 君	総務課長 岡部 亮 君
業務課長 寺二 奉代 君	会計管理者 若狭 義高 君

○職務のため出席した職員

事務局次長 岡 健一 君	書 記 坂下 敏彦 君
書 記 横浜 猛夫 君	

○議事日程（第1号）

平成20年3月27日（木）午後2時10分開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 一部仮議席の指定 | |
| 日程第 2 | 議長選挙 | |
| 日程第 3 | 一部議席の指定 | |
| 日程第 4 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 5 | 会期の決定 | |
| 日程第 6 | 諸般の報告 | |
| 日程第 7 | 一般質問 | |
| 日程第 8 | 議案第1号 | 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第2号 | 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第3号 | 平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第4号 | 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例について |
| 日程第12 | 議案第5号 | 石川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例について |
| 日程第13 | 議案第6号 | 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について |
| 日程第14 | 議案第7号 | 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第8号 | 石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第9号 | 石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 専決処分(相互救済事業の委託について)の承認について |
| 追加日程 | 陳情第1号 | 資格証明書の発行をしないことを求める陳情 |
| 追加日程 | 陳情第2号 | 後期高齢者保険料減免判定所得を本人所得で判定することを求める陳情書 |
| 追加日程 | 陳情第3号 | 75歳以上の希望者全員が健診を受けられることを求める陳情書 |

○本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 議案第2号 | 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第3号 | 平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第4号 | 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例について |
| 議案第5号 | 石川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例について |

- 議案第6号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について
- 議案第7号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 専決処分(相互救済事業の委託について)の承認について
- 陳情第1号 資格証明書の発行をしないことを求める陳情
- 陳情第2号 後期高齢者保険料減免判定所得を本人所得で判定することを求める陳情書
- 陳情第3号 75歳以上の希望者全員が健診を受けられることを求める陳情書

○開会・開議

午後2時10分 開会

○副議長（谷口正一君） 副議長の谷口でございます。開会に先立ちご報告をいたします。去る、12月18日に、金沢市議会選出議員の宮保喜一君から、3月19日に白山市議会選出議員の北村登君からそれぞれ辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により副議長において辞職を許可いたしました。ここに会議規則第66条第2項の規定によりご報告申し上げます。なお、後任の議員といたしまして金沢市議会より中西利雄君、白山市議会より石田正昭君が選出されましたのでご報告を申し上げます。

ただいま、ご報告いたしました宮保喜一君の辞職に伴い議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が議長の職務を努めさせていただきます。

ただいまから平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17名で、定足数に達しております。

よって、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

~~~~~

## ○一部仮議席の指定

○副議長（谷口正一君） 日程第1、「一部仮議席の指定」を行います。一部仮議席は、ただ今着席の議席といたします。

~~~~~

○広域連合長あいさつ

○議長（谷口正一君） ここで、山出保広域連合長より招集のごあいさつをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口正一君） 山出広域連合長。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） ご多忙の中をご出席をいただきまして、御礼を申し上げます。

皆さんご承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、準備も整いましていよいよ4月の1日から施行をされるということになります。

連合議会の皆様をはじめといたしまして、これまでいろいろとご協力をいただきました市や町の皆様に心から感謝を申し上げたいと存じます。

この新しい仕組みは、県内全域の被保険者となりますところの75歳以上の方々はもちろん、そのご家族の方々の生活に密着した重要な仕組みでございますので、4月からの運営にあたりましては、細心の注意を払っていきたい、こう思っております。

本日は、平成20年度の一般会計予算、特別会計予算のほかに、特別会計設置条例、それから後期高齢者医療制度臨時特例基金条例、この制定。それから、財政調整基金の制定など必要な条例の制定改正等を提出をさせていただきました。

特に後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、かねて要望してまいりました、健診事業への県の補助金が県のほうで予算が計上されるということになりました。

こうした県の予算計上に伴いまして、さらに軽減を図ることができるということになりましたので、料率を改定するものでございます。

この料率の改定のほかに、どの案件も制度の実施に向けた重要な案件でございますので、皆様方におかれましては、議案上程の趣旨をご理解くださいまして、適切な議決をいただきますように心からお願いを申し上げます。

~~~~~

### ○議長選挙

○副議長（谷口正一君） これより日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口正一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口正一君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に中西利雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名しました中西利雄君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口正一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中西利雄君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された中西利雄君が議場におられます。

会議規則第28条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔議長1番と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○議長あいさつ

○議長（谷口正一君） 1番 中西利雄君

○1番（中西利雄君） 金沢市の中西でございます。

4月1日から後期高齢者医療制度が施行されるこの時期に、皆様方のご推挙により、第3代石川県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄であり、その責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。

もとより微力ではございますが、広域連合議会の円滑な運営を行い、住民の負託にこたえられるよう誠心誠意努めてまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長（谷口正一君） ただいま中西利雄君から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

それでは、中西議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

~~~~~

## ○一部仮議席の指定

○議長（中西利雄君） 日程第3、「一部議席の指定」を行います。

一部議席は、ただいま着席の席を議席といたします。

~~~~~

○会議録署名議員の指名

○議長（中西利雄君） これより、日程第4会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に泉谷満寿裕君及び大東和美君を指名いたします。

~~~~~

## ○会期の決定

○議長（中西利雄君） 次に、日程第5会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

~~~~~

○諸般の報告

○議長（中西利雄君） 次に、日程第6 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定による今定例会の説明員の氏名は、お手元に配付のとおりであります。

次に、石川県後期高齢者医療広域連合監査委員より地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査の結果が同条第9項の規定によりお手元に配布の別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## ○一般質問

○議長（中西利雄君） これより、日程第7、「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第39条の規定により同一議員につき同一議題について2回までとします。

これより通告順に発言を許します。

○議長（中西利雄君） 12番 大東和美 君

### 〔12番（大東和美君）登壇〕

○12番（大東和美君） 野々市町の大東和美です。

平成20年4月1日からスタートされる後期高齢者医療制度について質問の機会をいただきましたので、3点に絞ってお伺いいたします。

まずはじめに、75歳以上の年齢で区切る意味は何か。

この段階で質問することに、何の意味があるのか自分でも、自問自答したい部分もあるのですが、現場での説明責任者として、どうしても納得のいく説明回答が得られないので、お伺いいたします。

75歳以上の方が病気になる確率が高い、病気の種類も重複する、長生きをする、平均寿命が延びた。こうした理由は、これまでも想定されたと思われまます。これまでの保険という概念から、この年代の人たちは、現役世代に、そのために保険料を納めてきたはずであります。

仮に想定外に医療費の支出が増えた場合にも、現役世代から、年金世代に代わる65歳からスタートさせることで、急激な保険料を緩和させる事ができたのではないかと、という素朴な質問に対する答え方の疑問であります。

前期高齢者医療制度がこれから、つくられるのかも知れませんが、75歳以上で元気な方々もいらっしゃいます。50代でも病魔に襲われる方々もいらっしゃいます。

そういう意味では、生涯トータル的な保険料の設定の方が理解を得られたのではないかと素朴な高齢者の質問・疑問に答えられないでいます。

なぜなら75歳以上の高齢者から先に自己責任を問うのは、順序が逆のような気がしま

す。

また、68歳は扶養家族で認められ、75歳以上は扶養家族は認められないこの矛盾を、高齢者の方々にどう説明すれば理解していただけるのかお伺いしたい。

新制度の仕組みの中には、経過措置が2年、5年が挙げられているものもありますが、仕組自体が複雑になるばかりで、各自一人ひとりが違う保険料を払うこの仕組みの中で、75歳以上の高齢者にいきなり「必ず病気になるでしょう」という保険料の設定に、長生きをすることへの優しさが無いように感じられる高齢者が多いように思いますし、理解の得られない点ではないかと思われま。

今回の料金設定はあまりにも、強烈的な制度の仕組みにとられても仕方のない部分が、そこにあるのではないかと思われま。

段階を設けることで、制度の必要性を理解してもらう期間があったほうが良かったと思います。

その上で、国民の理解を得ることができたと推測されます。より多くの人の意見を取り入れることもできたのではないのでしょうか。

健康で、元気で過ごせるよう努力をしてこられた人の意見も参考にしながら、新しい保険料に違いを設けることなど、納得してもらえる仕組みができたのではないのでしょうか。

現場の声は、どのように今後、反映できるシステムなのでしょう。今後の保険料の設定にも、医療費の増加が推測される以上は、上昇が見込まれます。

高齢者の生活に、重く不安が積もっているこの事態に、健康寿命の高齢者に希望が持てる政策になるような、今後の検討をお願いしたい。

2点目の質問は、同じ年金額の受給者でも、独居世帯と、同居家族で若年の世帯主がいる場合に、保険料が違ってくるのは同居を妨げるシステムではないのかどうか、ということ。

3点目の質問は、全国で536の反対の意見書等が採択されているのですが、全国統一制度で本当に良いのかどうか、地域格差が大きいのではないか、という点。

介護保険料の矛盾点の中にも、離島や介護ケアの受けられない地域も介護保険料を払うシステムが先に出来上がっていった矛盾点でさえも解消していないのに、今回の後期高齢者医療制度の周知徹底も追いつかない現状の中でのスタートは、国民は本当に納得するとは思えないが、石川県内広域での格差は、珠洲市以外に本当に無いのだろうかお伺いしたい。

また、保険料は支払うのに、後期高齢者は基本健康検査で自己負担が生じ、これまでどおり無料にするために各自自治体が持ち出しをすることになる現実をどう受け止めればいいのか。

高齢者にも、元気に過ごす方の基本健康診査は、保険料を支払う義務があることへの、せめてものご褒美としてでも必要なことに思えるのですが、検討していただけないのでしょうか。

2年前に成立していた今回の後期高齢者医療制度。施行される現実を目の前にして初めて、その課題の大きさも浮き彫りになってきました。

医療費がかさむことは、皆理解をしています。誰かが払う必要のあることもわかりま

す。負担割合を国が半分、現役世代が4割後期高齢者が1割という制度を決めたのは、わかります。しかし、介護保険料に続き、後期高齢者医療費、その両方が今問題になっている年金から天引きされることに、国民の不安が増大し、不祥事の温床と同一化してしまい、不満はマグマのように沸騰しそうな状況を迎えているように思います。今回質問の勇気を与えてくれたのは、こうした声を届けてもらえない人たちがいることを、ぜひ今後の制度設計をする場合も、考慮していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（中西利雄君） 広域連合長山出保君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### 〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君）

大東議員にお答えをさせていただきます。

私も後期高齢者医療の対象者であります。いろいろなご心配もいただいてまいりました。

まず1番目の、75歳以上の年齢で区切る意味は何か、というお尋ねでございますが、心身の特性、就業状態、所得の状況から見まして、65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者とでは、かなり異なる特性があると、このように一般的に、専門的に考えられておるようでございます。そんな中で、高齢者に対する医療を将来にわたって安定的に確保するために、また、現役世代と高齢世代の負担の割合を明確にするために、国におきまして3つの柱を建てまして、その一つは、安定的で持続可能な医療保険制度の構築。二つは、給付の平等、負担の公平。三つは、良質で効率的な医療保険制度の構築。これを柱にしまして、これまでの老人保健制度にかえて、独立した後期高齢者医療制度が創設されることになった。このように理解いたします。

65歳からスタートさせることで、月額保険料は緩和できるのではなかろうか、そういうご意見でございますが、後期高齢者医療制度の医療給付費の財源は、国と県と市町の公費が約5割、それから74歳までの現役世代からの支援金が約4割、そして被保険者は1割の保険料負担ということでございまして、実質的な保険料負担は、相当緩和されているという風に思います。

68歳は、扶養家族として認められて、75歳以上は認められないということについてでございますが、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療に関する法律によりまして、75歳以上の方全員が、すべての人が加入する制度ということになっております。この点、ご了承をいただきたいと思っております。

段階を設けることで、制度の必要性を理解してもらった期間があったほうが良かったのではなかろうか、というご意見でございますが、このことにつきましては、この後期高齢者医療制度の創設にいたる経緯でございますが、平成15年に医療制度改革の基本方針が策定をされて、平成20年に向けて高齢者医療制度の創設などが決定をされたところでございます。

その後、この基本方針に基づく医療制度改革法が平成18年に制定公布をされて、こ

の法律に基づきまして従来の老人保健制度の廃止をして、新しい後期高齢者医療制度をつくって、そして今年の4月からの実施ということになった次第でございます。

後期高齢者医療制度は、制度改革の基本方針が定められてから5年、法律の公布から1年10ヶ月を経過しまして、まあいろんな議論を経たうえで、実施されることになったものでございます。

広域連合といたしますと何分にも新しい制度でありますことから、これまでも現場のご意見に耳を傾けてきたところでございますが、これからも皆様のご意見をお聞きしながら、より良い制度になるように、より良い運営ができるように努力をしていかなければいけないと思っております。

いろんな機会をつかまえて、ご意見をお聞きをして、その趣旨は国のほうへも伝えてまいりたいと、こう思っております。

2番目の、独居世帯と同居家族で若年の世帯主がいる場合に、保険料が違ってくるのは同居を妨げるシステムではなかろうかというご懸念でございますが、低所得者の方々に対しましては、均等割額について軽減を行っております。その判定を行います場合に、世帯を単位として世帯主の所得も加味して判定する仕組みになっております。

所帯主は、主としてその世帯の生計を維持するものでございまして、その世帯を代表するものとして、社会通念上、妥当であると認められるものとされております。このことによって、世帯のきずながこわれるというようなことでもなかろうと思っております。

次に、全国統一の制度でいいのかというお尋ねでございますが、この仕組みは、後期高齢者という最も医療費がかかる年齢層の方々、最も支援を要するの方々のための制度であらうかと思っております。

こんなことから、国・県・市町の支援、また若年層からの支援とすべての方々の支援を得て、支えていかなければならないことからしまして、全国統一の制度が必要になったと考えております。

地域格差があるのではなかろうか、というご心配ですが、確かに医療費や所得水準等におきまして、地域間の格差があるのはご指摘のとおりであります。

しかしながら、この制度におきましては、医療給付費が2割以上乖離している地域には、特例措置として最長で6年間保険料率を低く設定できること、所得格差におきましては、国からの調整交付金により調整されていることなど、是正措置がとられておりますことから、地域間の格差はある程度解消されていると考えております。

県内での格差は、珠洲市以外に本当はないのかという点でございますが、無医地区等の指定された地域はございましたが道路が整備をされまして、一般の地域と比較して、著しい差はないとのことで、県内市町の同意を得て、医療費が20%以上乖離している珠洲市についてだけ、保険料の特例を適用しているものでございます。

また、基本健康診査の自己負担でございますが、広域連合ではこれまで市町と協議を重ねた上で、自己負担をお願いをする方針としたものでございますが、この自己負担に対して、各市町が補助を行って、自己負担を取らないことも認めるということにいたしましたところでございますので、ご了承をいただきたいと思います。

繰り返し申し上げますが、この仕組みにつきましては、与野党ともに今、いろんな議

論のあることは私も承知をしています。

ただ、この仕組みは、政府与党によって案が作られ、そして国権の最高機関である議会で論議をされて、そして法律として定められたものでございます。したがって、国民といたしますれば、これらを守って、そして定着させていくことに努めなければいけない、そう思っています。

広域連合といたしましても、まずは周知、このことに専念をして参りたいし、定着に向けて努力をしてまいりたいと、こう思っています。何分にも日本で初めての仕組みであります。完全でかつ十分であるという風には、必ずしも思っておりません。

これからの執行過程で、いろいろと問題点があればこれを正していく、検証もしていく、そして改めるべきは政府に求めていく、こうなければいけない、と思っておる次第でございます。どうかご理解をいただき、ご支援を賜りたい。このように思います。

○議長（中西利雄君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

○議案上程

○議長（中西利雄君） これより、日程第8「議案第1号平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第17「議案第10号専決処分 相互救済事業の委託についての承認について」までの10件を一括議題といたします。

~~~~~

### ○提案理由の説明

○議長（中西利雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 広域連合長山出保君。

### 〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号の「平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございませう。

来月から始まる後期高齢者医療制度の円滑な推進にあたりまして、制度周知のための広報費などを計上いたしますとともに、広域連合の運営上必要となる経費として、広域連合事務所借り上げ料及び派遣職員人件費負担金並びに医療制度の施行に係る、特別会計への繰り出しに係る経費の計上をお願いするものでございませう。

歳入歳出総額をそれぞれ5億4,311万7千円としておりまして、その財源の主なものにつきましては、構成市町からの負担金と国及び県からの保険料不均一賦課負担金をあてて調製しているものでございませう。

次に、議案第2号の「平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計」についてであります。

特別会計は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして、平成20年度に新たに設置することとなったものであり、歳入歳出総額をそれぞれ1,143億4,447万9千円としております。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款市町支出金につきましては、被保険者からの保険料等及び市町の療養給付費の定率負担金、並びに健診事業に係る市町補助金として、200億2,010万1千円を計上しております。

第2款国庫支出金につきましては、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として、357億7,474万6千円を計上しております。

第3款県支出金につきましては、県の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び保健事業分補助金として90億1,595万円を計上しております。

第4款支払基金交付金につきましては、若年者からの支援金等支払基金からの交付金として485億6,828万4千円を計上しております。

第5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国保中央会からの交付金として2,602万1千円を計上しております。

第6款繰入金につきましては、一般会計及び臨時特例基金からの繰入金として、8億7,165万6千円を計上しております。

次に歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款総務費につきましては、広域連合電算処理システム管理費やレセプト点検等に係る経費など、3億1,060万8千円を計上しております。

第2款保険給付につきましては、療養の給付に係る経費及び国保連への審査支払手数料など、1,126億4,718万8千円を計上しております。

第3款県財政安定化基金拠出金については、県において設置する基金への拠出金として、1億873万8千円を計上しております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保中央会への拠出金等として、2,616万1千円を計上しております。

第5款保健事業費につきましては、市町への健診業務委託関係経費等として、3億1,011万円を計上しております。

第6款公債費につきましては、一時借入金を借り入れた場合の利子として、500万円を計上しております。

第8款予備費については、被保険者から徴収した保険料の剰余分として、9億3,657万4千円を計上しております。

以上が平成20年度特別会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第3号の「平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

今回提出いたしました補正予算案は、保険料凍結に係る国負担分が臨時特例交付金として交付され、臨時特例基金として積み立てることとなりましたために、臨時特例基金を歳入として計上したこと、また、臨時特例基金及び財政調整基金への積立金を歳出に計上し、決算見込に基づき所要の調整を行ったものでございます。その結果、歳入歳出

の総額をそれぞれ4億9,151万2千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、9億3,043万6千円とするものでございます。

次に、議案第4号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例について」であります。この条例は、後期高齢者医療の事業を一般会計の事業と区分して経理するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」第49条及び「地方自治法」第209条第2項の規定に基づき、石川県後期高齢者医療広域連合に後期高齢者医療特別会計を設ける条例を制定するものであります。

内容といたしましては、「地方自治法」第218条第4項の規定に基づき弾力条項を適用することができる旨を規定するものであります。

次に、議案第5号の「石川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例について」であります。この条例は、「地方財政法」の規定に基づき、財政の健全な運営に資するため、石川県後期高齢者医療広域連合に財政調整基金を設ける条例を制定するものであります。

内容といたしましては、基金の積立て、管理、運用益金の処理、繰り替え運用及び処分についての規定をいたすものであります。

次に、議案第6号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について」であります。この条例は、平成20年度に限りの激変緩和措置として、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の特別措置として国から交付されますところの高齢者医療制度円滑導入臨時交付金を受け入れるための後期高齢者医療制度臨時特例基金を設ける条例を制定するものであります。

内容としましては、基金の額、管理、運用益金の処理、繰り替え運用及び処分についての規定をするものでございます。

また、この条例は、公布の日から施行するものであります。平成22年3月31日をもって効力を失う時限的なものであります。

次に、議案第7号の「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。この条例は、保険料率を改定するものであります。健診事業に関する補助金につきましては、以前から石川県に対して補助の要望をしていたところであります。

今回、被保険者の負担を軽減することを目的にいたしまして、石川県から、健診事業の補助金の交付が見込まれるということとなったために、所要の措置を行うものでございます。

内容といたしましては、石川県からの健診事業に対する補助額約6,500万円を、保険料の負担分に充てることといたしまして、再度、被保険者一人あたり保険料率を積算をいたしました。その結果、20年度及び21年度の所得割率を「100分の8.33」から「100分の8.26」とし、被保険者均等割額を年額「45,480円」から年額「45,240円」とそれぞれ減額して改めることにいたしましたものでございます。また、一人当たり平均老人医療給付費が広域連合全体における一人当たり平均に対して20パーセント以上低く乖離している市町に対する保険料の不均一賦課できる地域として、珠洲市をこれに定めたところであります。珠洲市の保険料率におきましては、所得割率を「100分の7.35」から「100分の7.29」とし、被保険者均等割額

を年額「40,200円」から年額「39,960円」とそれぞれ減額して改めることにいたしましたものがございます。この改正条例は、規則で定める日から施行することといたしまして、改正後の条例の適用は、平成20年4月1日から適用することとしたものであります。

次に、議案第8号の「石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、少子化対策が求められる中、公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能になるように育児のための短時間勤務制度等を導入するため、それぞれの条例を改正するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容といたしましては、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規定の追加を行うとともに、職員の育児休業及び部分休業に関し必要な事項を改めるものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の内容といたしましては、育児短時間勤務職員の勤務時間、週休日及び休暇に関する規定の追加を行うものであります。

次に、議案第9号の「石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。この条例は、平成20年度において、広域連合に非常勤の嘱託職員の任用を予定しておりますために、附属機関の構成員その他の非常勤職員に対する報酬の額及び支給の根拠となる条例について、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、附属機関の構成員その他の非常勤職員に対する報酬の額及び支給につきましては、予算の範囲内で広域連合長が定めることができることとするものであります。

次に、議案第10号の「専決処分相互救済事業の委託についての承認について」であります。これは、平成19年12月25日付けで「地方自治法」第179条第1項の規定により行った相互救済事業の委託の専決処分について、議会にご報告をし、ご承認を求めるものであります。

内容といたしましては、「地方自治法」第263条の2第1項の規定により、広域連合が毎年度予算で定める経費を支弁して、その所有する財産で必要なものの火災その他の災害による損害に対する相互救済事業を、財団法人全国自治協会に委託するものであります。

以上をもちまして議案第1号「平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から議案第10号「専決処分相互救済事業の委託についての承認について」までの提案理由の説明を終わります。

なにとぞ、ご審議のうえ、よろしくご決議を賜りますようお願いいたします。

~~~~~

○質 疑

○議長（中西利雄君） これより、議案第1号から議案第10号までについて、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

### ○討 論

○議長（中西利雄君） これより、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

○採 決

○議長（中西利雄君） これより、採決を行います。

議案第1号平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、「議案第2号平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、「議案第3号平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、「議案第4号石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例について」から「議案第6号石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療臨時特例基金条例

について」までの3件について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、「議案第7号石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、「議案第8号石川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から「議案第10号専決処分相互救済事業の委託についての承認について」の3件について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり可決又は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり可決又は承認することに決しました。

~~~~~

### ○日程追加（陳情第1号から陳情第3号まで）

○議長（中西利雄君） 次に、お手元に配付のとおり、陳情第1号「資格証明書の発行をしないことを求める陳情」、陳情第2号「後期高齢者保険料減免判定所得を本人所得で判定することを求める陳情書」、陳情第3号「75歳以上の希望者全員が健診を受けられることを求める陳情書」の3件を受理しております。

お諮りいたします。

陳情第1号から陳情第3号までを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号から陳情第3号までを日程に追加し、議題とすることに決定いた

しました。

〔陳情文書表配付〕

〇議案上程

〇議長（中西利雄君） これより陳情第1号から陳情第3号までを議題といたします。  
陳情の内容につきましては、ただいまお配りした陳情文書表のとおりであります。

〇質 疑

〇議長（中西利雄君） これより、本案件について、質疑を行います。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（宮保喜一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〇討 論

〇議長（中西利雄君） これより、討論を行います。  
討論はありますか。

〔「議長、15番」と呼ぶ者あり〕

〇議長（中西利雄君） 15番 林 一夫 君。

〔15番（林一夫 君）登壇〕

〇15番（林 一夫 君） 15番 林 一夫 です。

陳情第1号「資格証明書を発行しないことを求める陳情書」に対して、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員が加入し、保険料を負担し合って、運営するものであります。

被保険者の方々が、それぞれの所得に応じて保険料を納めてもらうことが、制度を維持する大前提となるものと考えています。

このような制度の中で、一部の人が保険料を納めず、保険料を滞納した場合においては、災害等の特別の事情があると認められる場合は別といたしまして、まず、必要なことは、そのような方に、保険料を納めていただくよう働きかけることが必要です。

従いまして、そのような働きかけを行ったとしても、依然として納めてもらえない方には、負担の公平という観点から、何らかの措置が必要となります。

法律では、そのような場合に、保険証を返還してもらい、被保険者資格証明書を交付することとしているものであります。その場合には、医療に要する費用については、

特別療養費が支給されるとのことです。

保険料を滞納する理由には、さまざまなものがあり、災害等特別な事情があるなど、真にやむをえない方にまで、一律に資格証明書を発行するのはいかがなものかと考えますが、支払い能力があるにもかかわらず、理由もなく長期にわたり保険料を滞納する方には、被保険者間の公平の確保と制度の信頼性の維持の観点から、資格証明書の発行は、やむを得ないものではないかと思っています。

このようなことから、この陳情については、採択することは適当でないと考えられます。

以上反対討論といたします。

○議長（中西利雄君） 他に討論はありませんか。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄君） 8番杉本正一君

### 〔8番（杉本正一 君）登壇〕

○8番（杉本正一 君） 陳情第2号「後期高齢者保険料減免判定所得を本人所得で判定することを求める陳情書」に対する反対討論、陳情第3号「75歳以上の希望者全員が健診を受けられることを求める陳情書」に対する反対討論

8番 杉本です。 陳情第2号及び陳情第3号対して反対の立場で討論を行います。

まず、陳情第2号「後期高齢者保険料減免判定所得を本人所得で判定することを求める陳情書」についてでございます。

低所得者に対する保険料の軽減については、高齢者の医療の確保に関する法律（第115条）により、「保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って後期高齢者医療広域連合の条例で定める。」こととされており、また、政令では、被保険者全員と世帯主の所得の合計額で保険料の軽減判定を行うこととなっております。その規定に従って条例では、被保険者に対する軽減割合の判定所得について、同じ内容で判定する旨規定されております。

従いまして、後期高齢者医療制度では、保険料は、個人ごとに賦課されるのですが、軽減については本人のみならず、被保険者全員と世帯主の所得を合計して判定されております。

これは、軽減については、個人単位で判断するのではなく、世帯に着目して軽減を判定するものであり、国民健康保険制度でも同様に、被保険者全員と世帯主の合計所得で軽減判定を行い、被保険者の所得に対して賦課するものであります。

なお、その世帯主は主として、その世帯を維持するものであって、その世帯を代表するものとして社会通念上妥当であるので、世帯主の所得を軽減判定の際に考慮することは妥当と考えております。

このようなことでありますので、この陳情につきましては、採択することは適当でないと考えられます。

次に、陳情第3号「75歳以上の希望者全員が健診を受けられることを求める陳情書」についてであります。後期高齢者の健診事業につきましては、広域連合には義務付け

されておらず、努力義務とされているものでありますが、本県広域連合では、これまでの経緯等を勘案し、市町とも十分打合せを行い、市町へ委託実施することとされたものであります。

次に、後期高齢者の健診の対象者の問題であります。対象者の選定に当たっては、厚生労働省では、健診の目的が糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防であり、既に、治療中の者については、必要性が薄く、必要な検査は治療の一貫として行われるため、対象者から除くとされております。

これは、生活習慣病の早期発見のための健診は、重要、健診は、疾病予防より、QOL（生活の質）の確保又は介護優先のために行うことが重要であるとの基本的考え方が反映されたものと考えます。

従いまして、大筋では、この厚生労働省の考え方に添って実施するのが、適当と考えます。

しかしながら、健診の対象者には、厚生労働省がいうように治療中の人全て健診が不要であると言い切ることもできず、必要な人もケースによってはあるのではないかと考えます。

このようなことを考えますと健診の対象者については、生活習慣病で治療中であるもの全てを除くということも、反対に希望者一律全て対象にするということも適当でないと考えられます。

なお、これまでの老人保健法による健診の実施状況を見ますと、それぞれの市町の健診実施率に大きな差があり、平成20年度においても、各市町の実施状況に大きく差が生じることが懸念されますので、各市町間の公平性にバランスを欠くことのないよう十分配慮していただきたいと考えます。

特に、平成20年度は、後期高齢者医療制度がスタートして初年度でありますので、健診の実施にあたっては、健診の対象者の取り扱い等につきまして、広域連合において弾力的な対応を望みます。

以上のことから、健診希望者が排除されることのないよう配慮すべきであります。全て一律に対象とすることも適当でないと考えられますので、この陳情第3号につきましても、不採択とすることが適当と考えます。

以上、反対討論といたします。

~~~~~

○採 決

○議長（中西利雄君） これより、一括採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者なし〕

○議長（中西利雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（中西利雄君） 起立少数です。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立者なし〕

○議長（中西利雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択とすることに決しました。

~~~~~

### ○閉議・閉会

○議長（中西利雄君） 以上をもって、本定例会の議事は、全部終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議会議長 中西利雄

副議長 谷口正一

署名議員 泉谷 涵寿裕

署名議員 大東 和美